

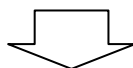
静岡県森林と県民の共生に関する条例

逐条解説

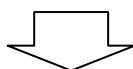
平成18年3月
静岡県環境森林部

(条例制定の経緯)

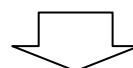
静岡県では、平成14年11月に静岡県の森林に関するこれからの方向を示した“ 森林・林業基本方針 ” を策定しました。



さらに、基本方針に基づく施策の具体的な推進のため、平成15年3月に“ 森づくり百年の計委員会 ” に検討を依頼し、平成16年10月に“ 持続可能な森林整備システムの構築に向けた提言 ” をいただきました。



県では、提言を基に検討を行い、これからの森林・林業施策の方向として“ 県民の主体的な参加の促進 ” と“ 森林資源の循環利用の推進 ” が不可欠であると判断しました。



これらを実現するためには、現行の法令だけでは十分な対応が困難であることから、新たな法令により“ 新たな枠組みを示す ” と共に、“ 新たな取組みへの県の姿勢を示す ” ため、“ 静岡県森林と県民の共生条例 ” を策定することとしました。

名称 「静岡県森林と県民の共生に関する条例」

(趣旨)

森林は、県土の保全や水源の^{かん}養、地球温暖化の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、癒しと安らぎの場の提供、文化の醸^{じょうせい}成、林産物の供給など、私たちの暮らしに欠くことのできない多様な機能を有しています。

この条例は、静岡県における森林に関するすべて（県民も行政も含む）の取り組みの基本となる条例として位置づけられるものです。

「森林と県民の共生」という言葉を名称の中に入れることで、県民が森林と共生していく必要があることを強調し、この条例の目指す方向を県民によりわかりやすいものにしたものです。

(解説)

「条例の構成」

条例は次のような構成になっています。

前文：条例の趣旨等について説明しています。

第1章 総則（第1条 - 第3条）：条例の目的や基本となる考え方(理念)を示しています。

第2章 県民の合意の形成及び連携の促進（第4条 - 第12条）：森林との共生を進めるために欠くことのできないそれぞれの役割や森林県民円卓会議、基本計画などについて規定しています。

第3章 森林との共生を図るための基本的な施策（第13条 - 第21条）：県の取組む主な施策について規定しています。

第4章 森林資源の循環利用の推進（第22条 - 第24条）：県の施策の中でも特に重要である林業振興施策について章を分けて規定しています。

附則：施行期日を規定しています。

「森林と県民の共生」

森林は私たちに対し、また、私たちの活動は森林に対して相互に影響を与えることから、この条例では、私たちが、森林を守り、育て、その恵みを活用することによって、森林との良好

な関係を築きながら、森林が本来有している多様な機能を持続的に発揮させることを“森林との共生”としています。(本条例第2条で定義)

(前文)

静岡県は、美しく雄大な富士山や3,000メートル級の山稜^{りょう}が連なる南アルプスをはじめとして、天竜美林に代表される天竜川流域の林業地帯、天城を中心とする伊豆の森林など豊かで多彩な森林を有し、これらにより魅力ある「しずおか」が形づくられている。

森林は、太古の昔から、二酸化炭素の吸収と酸素の供給などにより地球環境の形成にかかわり、生命をはぐくむとともに、水を蓄え、災害を防ぎ、文化を育て、木材などの資源や癒^{いよ}しと安らぎの場を提供するなど、私たちの生活に極めて重要な役割を果たしてきた。

しかし、私たちの生活様式や経済活動の変化に伴い人と森林とのかかわりが薄れ、先人達が大切に守り育ててきた森林は、その多様な機能を十分に発揮させることが難しくなっている。

また、近年では、地球の温暖化など環境の悪化への懸念から、持続可能な社会の実現が求められており、このためには、温暖化の原因となっている二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄えることのできる木材などの資源を石油などの資源に代えて積極的に活用していく必要がある。

森林の有する機能は私たちに様々な影響を与え、私たちの活動は森林に影響を与えるものであることから、森林の力が最大限に発揮されるよう「森林との共生」を図っていくことは、私たちに課せられた責務である。

このような認識の下に、森林の力を高め、美しく恵み豊かな森林に包まれた魅力あふれる「しずおか」を創造し、未来に引き継いでいくため、この条例を制定する。

(趣旨)

前文は、条例制定の趣旨やその基本となる考え方を示したものです。

私たちみんなが森林との良好な関係を築きながら、“森林との共生”を進めることで森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させ、美しく恵み豊かな森林に包まれた魅力あふれる「しずおか」を未来の世代に引き継ぐ必要があることから、この条例を制定することとしました。

(解説)

「前文の構成」

前文は、次の構成になっています。

静岡の森林の現状を、県内を天竜、中部、富士、伊豆の代表的な山々や森林によって表現しています。

森林の持つ多面的な機能について説明しています。

県民の立場から、森林の抱えている課題を説明しています。

今後の進むべき方向（県民が認識する必要のある内容）について記載しています。
この条例の目的について記載しています。

「しずおか」

目指す「静岡県」のイメージを、豊かな自然に恵まれ、優しさや、柔らかさを感じさせる表現とするため、ひらがなで「しずおか」としました。

「人と森林とのかかわりが薄れ」

森林の抱える課題は、森林の多様な機能が十分に発揮できないということです。

人口の都市への集中化により山村に住む人や森林を守る人が減少したこと、木炭やかまどの生活から石油や電気による生活様式への移行などにより、木材を使わなくなったことで森の中に人が入らなくなり、地域の森林や木を利用する暮らしから私たちの生活自体が遠ざかってしまいました。

前文では、それらを「人と森林とのかかわりが薄れ」という表現に集約しています。

「多様な機能を十分に発揮させることが難しくなっている」

人と森林とのかかわりが薄れ、利用されなくなった森林は、自ずと手入れがされなくなることで、本来持っている、二酸化炭素の吸収や水源の涵養^{かんよう}、災害に対する抵抗力などさまざまな機能が低下してしまいうことを意味しています。

「持続可能な社会」

この条例における“持続可能な社会”とは、単に環境への負荷の少ない原始的な社会を意味するのではなく、環境への負荷を少なくしながらも発展し続けていける社会を指しています。

この考え方は、国際的にも認知され、静岡県の総合計画にも示されています。

「積極的に活用」

森林は守り、育てるだけでなく、活用することでその多面的機能を発揮することが出来ます。

例えば、石油製品など製造過程で二酸化炭素を大量に排出する製品に代えて木を利用することで、二酸化炭素の排出量を削減する効果があるだけでなく、木は生長（光合成）する過程で、空気中の二酸化炭素から炭素を引き離し自分の中に蓄える（炭素の固定）働きをしています。

しかし、二酸化炭素の吸収機能は、木の生長段階では高くなりますが、生長量が低下した高齢級の森林ではその機能も低くなります。木の世界も少子高齢化では健全な状態とはいえません。

木を育て、それを伐って木材として活用し、さらに新たな森林に育てるサイクルを途切れることなく続けていけるよう、私たちみんなが“森林と共生”していく必要があります。

「^{しんりん}森林の力」

森林の持つ多面的な機能（費用換算で1兆9千億円）を、県民にとってより身近でわかりやすい表現とするため「森林の力」としました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、森林との共生について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県、県民その他の者の役割を明確にするとともに、県民総参加による合意と連携の仕組みをつくることにより、森林との共生に関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(趣旨)

この条では、条例の目的を規定しています。

“森林との共生”に関する施策やその他の取組を総合的、計画的に推進し、“持続可能な社会の実現に寄与すること”を目的として掲げました。

(解説)

「条例の核となる規定事項」

このような目的を達成するために、以下の事項を核として規定しました。

県民、森林・林業関係者、行政等が同じ方向にむかって進めるよう、その基本となる考え方（基本理念）。

あらゆる立場の県民が各自の役割に応じて“森林との共生”を推進するためのそれぞれの役割。

すべての県民が参加・協力して“森林との共生”を推進できるよう、県民総参加による合意と連携の仕組み。

「その他の者」

この条例では、県、一般の県民のほか、事業活動を行う者、森林所有者、森林組合等の事業体、木材産業関係者の役割を規定しています。（第4条から第9条）

「県民総参加による合意と連携」

森林からの豊かな恵みはすべての県民に与えられるものであり、この森林の持つ機能は現在の私たちだけのものではなく、未来の子孫にも引き継がなければならない貴重な財産です。

“森林との共生”は、一部の人たちの努力だけで実現できるものではありません。すべての県民が関わることで初めて可能になることです。

そのためには、地域の森林をどのように整備し活用していくのかなど、森林所有者や地域の住民だけでなく、街に住む人達の見解も尊重し、互いを認め、合意できるところから少しずつ合意の形成を図ったうえで、目標に向かって各自の役割を果たしながら力を合わせて取り組む必要があります。

これからの取組みには、このような合意を形成する過程を踏むことが不可欠で、この条例では、このような考え方を“県民総参加による合意と連携”としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者(国及び市町(財産区を含む。以下同じ。)を除く。)をいう。
- (2) 森林との共生 県民が、森林を守り、育て、及び活かすことにより、森林との良好な関係を築きながら、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることをいう。
- (3) 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、癒しと安らぎの場の提供、文化の醸成等の機能(第16条第1項においてこれらを「森林の有する公益的機能」という。)に林産物を供給する機能を加えた森林の機能をいう。
- (4) 持続可能な社会 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をいう。
- (5) 森林組合等の事業体 森林組合法(昭和53年法律第36号)の規定による森林組合及び森林の施業を行う事業者をいう。
- (6) 事業活動を行う者 県内で事業活動を行うすべての事業者をいう。
- (7) 森林の施業 植栽、下草刈り、枝払い、除伐、間伐、伐採等の林業経営に必要な作業をいう。
- (8) 木材産業関係者 木材産業その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を営む者をいう。

(趣旨)

本条は、本条例で用いられる基礎的かつ重要な用語について定義を示したものです。

(解説)

「森林所有者」

県内に所在する森林の所有者とは、土地の所有の有無に関係なく、その土地の上に木竹を所有し、育成できる者(個人や会社などの法人を含む)をいい、県外在住の所有者も含みます。

ただし、地方自治法の解釈として、国や市町の事務については、県が定める条例には規定できないことから国及び市町は除きますが、県の役割の中に国及び市町との連携を図ることを規定することでそれに代えています。(第4条3項)

「森林との良好な関係」

地域の特性に応じて、経済性、社会性、環境性のバランスを保ちながら森林を管理(守り、育て、活かし)するとともに、森林の恵みを享受し続けていける関係を意味しています。

私たちが、森林との良好な関係を築くためには、まず、私たち自身が森林の恩恵を受けていることを認識し、生活のあらゆる場面で森林や木のことを考えることから始まります。

また、様々な取組みに対して知恵や労力や費用の負担などの形で参加することができれば、さらに取組みが推進されることとなります。

「森林組合等の事業体」

「等」とは、森林の施業を行う素材生産業者などの林業事業者(事業体)を指しており、建設業や造園業等は含みません。

「事業活動を行う者」

この条例では、森林・林業関係者ばかりでなく、工業、商業、農業、水産業など県内で事業活動を行うあらゆる事業者は、水や空気など森林の持っている多面的な機能の恩恵を受けていることから、事業活動を行うすべての事業者を指しています。

森林組合等の事業体や木材産業関係者も本来は事業活動を行う者ですが、森林組合等の事業体や木材産業関係者にはそれとは別に特に果たすべき役割があるため、あえて事業活動を行う者とは分けています。

「森林の施業」

植栽、下草刈り、枝払い、除伐、間伐、伐採のほかにも、地ごしらえ、つる切り、雪起しなどの林業経営に必要な作業があるためそれらを「等」という記述でまとめています。

(基本理念)

第3条 森林は県民に対し、県民の活動は森林に対して相互に影響を与えるものであることから、森林との共生を自らの責務として認識し、常に森林に関心を持って、森林からもたらされる恵みを県民共有の財産として未来に継承していかなければならない。

2 森林との共生は、森林の適正な整備及び保全が図られるよう、県民相互の合意と連携に基づいて、それぞれの役割と責務を果たしながら推進されなければならない。

3 森林との共生は、森林が気候風土や生態系に深く関係しているとともにその生長に長い年月を要するものであることから、地域の特性に応じ、かつ、長期的な展望に立って推進されなければならない。

4 森林との共生は、森林資源が持続可能な社会の実現に資する再生産の可能な資源であることから、その持続的かつ有効な活用を図ることにより推進されなければならない。

(趣旨)

私たちが“森林との共生”をどのように認識し、どのように進めればよいかということについて明確にするため、この条を設けました。

(解説)

「責務として認識し」

森林は、地球上に生きるすべての生命にとって共有の財産であることから、常に森林のことに関心を持って、森林を健全な状態に保つことでその多面的機能を発揮させ、恵み豊かな森林を子供たちやそのまた子孫にまで責任を持って引き継いでいくことが、「今の私たちに課せられた責務なんだ」ということを認識することから“森林との共生”が始まります。

「森林の適正な整備及び保全」

森林の有する多面的機能の向上を図るとともに、その森林の存する地域の経済、社会及び環境の特性に応じ、林業生産だけに偏るのではなく、水源の涵養や県土の保全、森林生態系等にも配慮した持続的な森林整備が必要です。

また、森林の有する公益的機能の維持及び回復を図るため、森林の現況の把握、山地災害、病虫害被害等の予防及び復旧のための対応策の策定及び実施、行為の規制、自然生態系の保全が必要です。

「地域の特性に応じ」

静岡県の森林は、海岸から南アルプス、富士山まで多様な林相を見せるとともに、各地域においては固有の生態学的、あるいは地域経済などと密接に関係した社会的な側面を持っており、それぞれに応じた森林との関わり（適地・適木）を考えることで、森林の有する多面的な機能を最大限に発揮する必要があります。

「長期的な展望」

森林の生長には、長期的な時間を要するため、この間の経済状況の変化などに左右されず、将来を見据え、森林との共生を考えることが必要です。

「森林資源の有効な活用」

木材は、その生長過程で二酸化炭素を吸収し炭素を蓄えるという機能に加え、加工に要するエネルギー（CO₂の発生）が他の資源に比べ非常に小さく、伐ってもまた植えることで再生させることが可能な地球環境への負荷の少ない資源であることから、木材をその生長量の範囲内で活用していくことが、“持続可能な社会”の実現のために必要です。

第2章 県民の合意の形成及び連携の促進

(県の役割)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林との共生に関し、県民の理解を深め、県民の共通の目標を設定し、及び総合的かつ計画的に施策を実施するよう努めるものとする。

2 県は、森林との共生に関し、県民、森林所有者、事業活動を行う者等の合意の形成及び連携の仕組みを整えるよう努めるものとする。

3 県は、国及び市町と連携し、森林との共生の推進に努めるものとする。

(趣旨)

この条は、県の取組みの骨格を示すために設けています。

県の役割は、県民の理解促進や県民の共通の目標の設定、合意の形成と連携の仕組みの整備などであり、具体的な取組みについては第3章に規定しています。

(解説)

「基本理念にのっとり」

基本理念の内容に沿って“森林との共生”を自らの責務として認識し、それぞれの役割を果たすことを指しています。

「努めるものとする」

県の役割の中の「努めるものとする」は、県が「努める」ことを自ら課しているのに対して、それ以外の県民等の役割の中の「努めるものとする」はその行為を強制するのではなく、「努力してください」ということを意味しています。

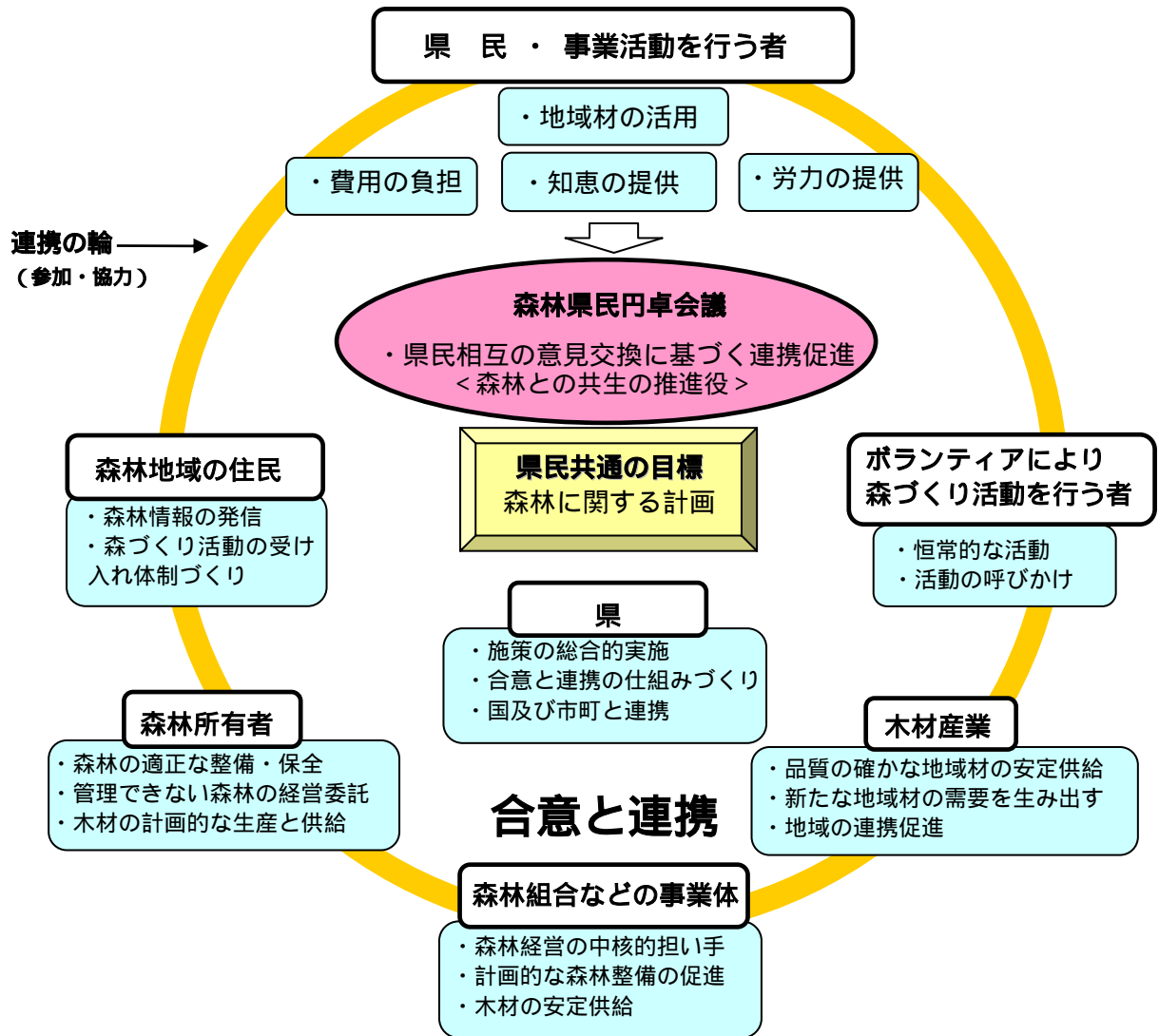
「事業活動を行う者等」

「等」とは、森林組合等の事業体、木材産業関係者を指しています。

「国及び市町と連携」

条例では国や市町の事務行為を規制することはできませんが、国有林や市町有林も県民にとっては大切な森林であるため、県は、国や市町にも条例の趣旨に関して理解を促進し、県の施策や県民の取組みに協力を要請するなど、森林との共生を推進することが必要です。

合意と連携のイメージ



(県民等の役割)

第5条 県民は、森林からもたらされる恵みが県民共有の財産であることを深く認識し、基本理念にのっとり、森林との共生に関し、自ら知恵及び労力を提供し、並びに必要な費用を負担するよう努めるものとする。

2 県民は、前項に定めるもののほか、山村及び里山周辺その他の森林の影響を直接的に受ける地域の住民(以下「森林地域の住民」という。)等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、地域において生産される木材その他の森林資源(以下「地域材等」という。)を積極的に活用するよう努めるものとする。

4 森林を整備するボランティア活動を行う個人又は団体(以下「森づくり活動を行うもの」という。)は、その活動を恒常的に推進するよう努めるとともに、森林地域の住民又は他の森づくり活動を行うものとの連携を図ることにより、県民にその活動等を広めるよう努めるものとする。

5 森林地域の住民は、当該地域における森林、動植物等の状況その他の森林との共生に関する情報を発信するよう努めるとともに、森づくり活動を行うものを受け入れる体制づくりなどにより、その活動に協力するよう努めるものとする。

(趣旨)

森林のもたらす様々な恵みは、地球上に生きるすべての生命にとって共有の財産であり、私たちは、森林の恵み無しでは生きていけません。

“森林との共生”を図ることが自分や自分の子孫にとって必要不可欠であり、“森林との共生”を進めるための県民自らの役割を明確にするため、この条を設けました。

「1項」

1項は、知恵、力、費用負担など自発性が高く、比較的目的意識の高い参加・協力をイメージしています。

「2項」

2項では、地域で開催される森林とのふれあいイベントなど、森林のことをより知ってもらうための参加型イベントなどへの参加・体験を意味しています。

連携の対象の一例として「森林地域の住民」を例示していますが、連携する対象はあくまで自分以外のすべての人が対象です。

「4項」

NPOやボランティアが、自らの活動の輪を広げることで、県民参加を促進させることは“森林との共生”を進めるうえで重要なことであるため、県民の中でも特に役割を分けています。

「5項」

森林地域の住民が自らの持っている森林に関連した情報の提供や、都市住民等がボランティアで訪れる際の協力などを行うことで、都市と山村の交流の促進やより広範囲な連携の促進が可能になることから、県民の中でも特に役割を分けています。

(解説)

「県民等」

「等」とは、NPOやボランティア、森林地域の住民を指しています。

「自ら知恵及び労力を提供し、並びに必要な費用を負担する」

私たちは、その責務を果たすために積極的に森林との共生を図るための参加・協力（知恵、力、費用の負担）を行う必要があります。

（知恵の提供）・森林県民円卓会議や県、市町開催のタウンミーティング等に参加し、森林の整備や保全の進め方などについてアイデアを提供する。

（力の提供）・森林ボランティアとして“森づくり活動”（植栽、下刈り、間伐、主伐など）等に参加する。

・地域の“森づくり”ネットワークの構築。

（費用の負担）・緑の募金、寄付金、協力金等への協力。

・知恵、労力の提供に伴う諸費用（交通費、資材等の装備等）の負担。

・地域の木材を購入する。

「森林地域の住民等」

森林地域の住民には、山村や里山の住民のほか、海岸林の周辺住民など、森林の恩恵を直接受けている住民が含まれます。

「等」には、イベント開催の主体として、NPOなどの団体や、行政、企業などが含まれます。

「その他の森林資源」

山菜、きのこなどの産物のほか、景観や空間も含まれます。

「地域材」

条例の趣旨からは、県内の森林との共生を推進するためには「県産材」の利用を推進することが必要です。

しかし、「県産材」の利用に特化することはWTO協定（外国政府の不公正な貿易措置に関する協定）に抵触する恐れがあることから、「県産材」も含む「地域材（地域において生産（加工）された木材（外材含む））」という表現を使用しています。

「森づくり活動を行うもの」

ボランティア活動を行う個人又は団体（NPOなど）で、法的人格を持たない個人の集まりである団体なども含むため「者」ではなく「もの」という表現を使っています。

「県民にその活動等を広める」

「等」は、“森林との共生”の考え方や、森林に関する知識、情報など、直接的な活動以外のものを指しています。

「森林、動植物等の状況その他の森林との共生に関する情報」

「等」には、土砂崩れなどの災害の状況や気象・天候の状況などが含まれます。

また、「その他の～情報」とは、森林等の状況そのもの以外にも、美味しい山菜の食べ方やきれいな景観スポットの情報など、森林に関係したあらゆる情報を指しています。

(事業活動を行う者の役割)

第6条 事業活動を行う者は、森林からもたらされる恵みが県民共有の財産であることを深く認識し、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林との共生に配慮するよう努めるものとする。

2 事業活動を行う者は、森林との共生に関し、自ら事業活動を通じて培った技術及び組織を活用した労力を提供し、並びに必要な費用を負担するよう努めるものとする。

3 事業活動を行う者は、前項に定めるもののほか、森林地域の住民等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

4 事業活動を行う者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域材等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(趣旨)

森林のもたらす様々な恵みは、地球上に生きるすべての生命にとって共有の財産であり、企業ばかりでなく、漁業、農業なども含むすべての事業者は、その事業活動を行う上で森林の恩恵を受けていることから、事業者の役割を明確にするため、この条を設けました。

すべての事業者は、事業活動を行う際には、林地開発の抑制などの直接的な行為だけでなく、森林地域への貢献など“森林との共生”に参加・協力すると共に、事業活動に際しては、積極的な地域材の活用を推進するよう配慮する必要があります。

(解説)

「事業活動を通じて培った技術及び組織を活用した労力を提供」

事業活動によって蓄積されたあらゆる方面の経験やノウハウ、支店やチェーン店などの組織力を活用することを指しています。

人材育成や情報提供のノウハウを森づくり活動に活かしたり、自らの組織やネットワークを活用しチェーン店での募金や広報活動、社内環境活動の一環としての森づくり活動への人材提供、社会貢献としてのNPO組織への人材の派遣、環境対策の一環として、社有林の保有や、森づくり活動の場やそれにかかる資金の提供など様々な協力が考えられます。

「森林地域の住民等」

「等」とは、行政やNPO、他の事業活動を行う者など自分以外のすべての者を指しています。

(森林所有者の役割)

第7条 森林所有者は、自らの所有する森林が森林地域の住民はもとより広く県民に影響をもたらすことを自覚し、基本理念にのっとり、その適正な整備及び保全を図るよう努めるものとする。

2 森林所有者は、前項に規定する整備及び保全を自ら行うことが困難である場合には、他の森林所有者との共同による作業、森林組合等の事業体への委託その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 森林所有者は、木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることを深く認識し、基本理念にのっとり、計画的に木材を生産して消費者に供給するよう努めるものとする。

4 森林所有者は、森づくり活動を行うもの等が実施する森林との共生に関する取組に対し、自らが所有する森林の使用を認める等積極的に協力するよう努めるものとする。

(趣旨)

森林のもたらす様々な恵みは、森林所有者だけのものではなく、地球上に生きるすべての生命にとって影響を及ぼすものであることから、森林所有者の役割を明確にするため、この条を設けました。

(解説)

「所有者の自覚」

県は、森林所有者に、自らの所有する森林の整備が森林地域の住民だけでなく、すべての県民に影響をもたらすことを自覚し、自らの森林を適正に整備するとともに、第三者に影響を及ぼさないように森林を適正に管理（所有境界の確定、森林の巡回等）し、必要な保全策を講ずるよう求める必要があります。

「自ら行うことが困難である場合」

県は、所有者自らが整備や保全を行うことが困難である場合には、他の所有者との共同作業や森林組合や林業事業体などの第三者に委託するよう指導することも必要です。

「木材を生産して消費者に供給」

木材を持続可能な範囲で利用することは、地球環境への負荷を軽減することであることを認識し、持続可能な範囲で積極的かつ計画的に木材を消費者に供給することで社会に貢献すると共

に、健全な森林を維持していく必要があります。

「取組みへの協力」

第三者からの取組みの申し出には、森林組合による提案型施業、NPO・ボランティアによる整備、公的整備、自然観察会など様々なものが考えられますが、“森林との共生”を推進するため、これらの取組みに積極的に協力する必要があります。

「その他の必要な措置」

管理できる人に自らの森林の管理を無償で委ねるまたは譲渡するなどの行為を指しています。

「環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源」

木材を持続可能な範囲で利用することは、木材として利用している間には炭素を固定するだけでなく、CO₂を大量に排出する他の資源（鉄・アルミ・プラスチック等）の利用に代えることから、地球環境への負荷を軽減することを認識し、持続可能な範囲で積極的かつ計画的に木材を消費者に供給することで社会に貢献すると共に、健全な森林を維持していく必要があります。

「自らが所有する森林の使用を認める等」

「等」は、自らもその取組みに参加するなどあらゆる協力の仕方が考えられます。

(森林組合等の事業体の役割)

第8条 森林組合等の事業体は、森林が広く県民に影響をもたらすこと及び木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることを深く認識し、地域における森林経営の中核的な担い手として、基本理念にのっとり、森林の適正な整備及び保全、木材の安定的な供給の推進並びに人材の育成に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 森林組合等の事業体は、森林の適正な整備が遅れている森林所有者はもとより、広く森林所有者に対し、地域における森林所有者相互の森林との共生に関する合意の形成の仲介、森林の施業に関する計画の提案その他の措置を講ずることにより、計画的な森林整備を促進するよう努めるものとする。

3 森林組合等の事業体は、森づくり活動を行うもの等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(趣旨)

森林組合等の事業体は、地域における森林経営の中核となる組織として、森林所有者同様、木材を持続可能な範囲で利用することが、森林の機能向上と地球環境への負荷を軽減することにつながり、自らの活動が森林地域の住民だけでなく、県民全体に影響を及ぼすことを認識してもらうため、この条を設けました。

静岡県の森林は、地形も急峻な上に基盤整備も遅れている地域が多く、小規模な森林所有者が単独で林業経営を行うことはかなり厳しい状況にあります。

しかし、小規模な森林を取りまとめ団地化を図り、作業路を入れながら高性能な林業機械を導入し、列状間伐等の効率的な施業をすることで採算性が格段に向上します。

適正かつ効率的な森林整備により、できるだけ多くの森林所有者に利益を還元することが森林組合等の事業体の主な役割であり、そのことがより多くの森林の整備につながります。

(解説)

「森林経営」

単なる施業の受託ではなく、所有者に代わり中長期的に検討し、対象となる森林をどのように整備・保全していけば採算性が向上するか等を検討し所有者に提案し実効していくことを指しています。

積極的に営業活動を行なうことにより、所有と経営を分離し、林業から離れていた(個人では出来ない又は林業経営に意欲のない)所有者が林業に取り組むように働きかけることで、整備の

遅れていた森林の整備を推進する必要があります。

「地域における森林所有者相互の森林との共生に関する合意の形成の仲介」

今までのように所有者から依頼され施業を受託するだけでなく、小規模な所有者を取りまとめ団地化、共同化を図り、提案型の施業などにつなげることを意味しています。

「森林の施業に関する計画の提案」

事業者の方から森林所有者に対して、森林整備の方法や整備量、必要経費などを提案書の形で提示し、承諾の得られた箇所から整備を実施する提案型の施業を指しています。

「その他の措置」

森林の現況調査や所有界の確認、森林の巡回など森林の管理業務のほか、長期経営受託など、所有者に代わり長期間（数年から数十年）の経営を請け負う業務などを指しています。

(木材産業関係者の役割)

第9条 木材産業関係者は、木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることを深く認識し、基本理念にのっとり、品質の確かな地域材等の安定的な供給その他の取組を連携して、かつ、積極的に推進するよう努めるものとする。

2 木材産業関係者は、新たな製品の開発その他の消費者の需要を喚起する方法により、地域材等の有効な活用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

3 木材産業関係者は、事業活動を行う者等が実施する森林との共生に関する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(趣旨)

木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることから、地域材等の有効な活用に積極的に取り組むことが木材産業関係者の役割であることを認識してもらうため、この条を設けました。

木材産業関係者は、木材を持続可能な範囲で利用することが、森林の多面的な機能の向上と地球環境への負荷を軽減することから、設備や流通の合理化を図ることで、消費者ニーズに合わせて県産材を定時、定量、一定品質（欲しい材料を欲しい時にほしだけ）で供給できる体制を整えることにより地域材の需要拡大を図る必要があります。

新たな消費者のニーズを生み出すことのできる、地域材を利用した新たな製品を積極的に開発することが必要です。必ずしも品質の高い素材による製品だけでなく、曲がり材など欠点のある素材などを利用した内装材、家具、エクステリア、合板など新たな商品開発が期待されます。

(解説)

「品質の確かな地域材」

強度や乾燥の度合いなど品質を明示し、責任を持って供給することのできる地域材のことを指しています。

「地域材等」

「等」とは、製品のほか、タケノコやシイタケなどの林産物を指しています。

「その他の取組」

木材の良さや、その使い方など消費者のニーズを満たすことで地域材の需要拡大につながるPR活動など様々な取組を指しています。

「連携」

木材産業関係者は、一般企業からの提案や、地域等（上下流）が一体となって進める取組を積極的に推進する必要があります。

例えば、天竜地域、大井川地域、富土地域などの地域において、山側が連携して木材を生産（供給）しようとする取組などに対して、供給された木材を消費者ニーズにあった（売れる）製品に加工し、積極的に消費者に販売していくなどの協力体制を作っていく必要があります。

「新たな製品の開発その他」

「その他」とは、地域材のPRなどソフト面での対応を指しています。

「事業活動を行う者等」

「等」とは、行政、森林組合等の事業体、林業地域としての地元の商工会など、地域材の需要拡大のためのイベントなどの主体となりうる様々な人達を指しています。

(森林県民円卓会議の設置及び所掌事務)

第10条 県は、県民の森林との共生に関する合意の形成及び連携した取組を促進するため、森林県民円卓会議を置く。

2 森林県民円卓会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 地域の特性に応じた森林との共生に関する事項について、地域の住民等の意見を収集すること。

(2) 前号に規定する地域の住民等の意見に基づく地域の森林に関する課題及び提案について協議すること。

(3) 前号の規定による協議の結果を森林との共生に関する基本的な方針としてとりまとめること。

(4) 前号に規定する基本的な方針について、広く情報を発信すること。

3 前2項に定めるもののほか、森林県民円卓会議に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(趣旨)

森林との共生について、一部の人達だけに任せるのではなく、県民自身が、地域の森林の将来の姿や、それを実現するための各人の関わり方などを話し合うことで合意形成を図り、それぞれが役割分担して取組を推進することが重要です。

こうした取組を進めるための仕組みづくりとして、この条を設けました。

「既存の仕組みとの違い」

県に意見を述べる仕組みとしては、県のホームページやタウンミーティングのような仕組みが既にあります。

“森林県民円卓会議”は、県民自らが地域の森林について考え、協働して森林の整備や保全、活用等を図るための組織であり、既存の仕組みとは違います。

「県の関わり」

県は円卓会議の運営を支援するとともに、その方針の中で県の施策に盛り込むべきと判断されるものは基本計画等に反映していきます。

(解説)

「地域の住民等」

「等」とは、地域の住民に限らず、対象とする森林に対して意見・提案を持つその他すべての

県民を意味します。森林県民円卓会議では、できるだけ多くの県民から意見や提案を集め、それを基に県民自らが取り組むべき内容を協議します。

「地域の住民等の意見を収集」

“森林との共生”に関する県民意見は、あらかじめ県による県民だより、県のホームページによる意見募集、タウンミーティングの開催のほか、市町の広報誌による意見募集等市町の協力を得るほか、NPOなどの市民団体、組織力のある企業の協力も得て広く募集します。

「森林に関する課題及び提案について協議」

森林に関心のある人達（様々な職種・立場・分野など）と学識経験者（社会学系の学者・研究者、森林の学者・研究者等）が委員となり、地域の森林に関する課題等について、集められた県民意見をもとに自由に議論し意見の集約をしてもらいます。県などの行政機関は事務局として参加します。

開催日は、土曜、日曜または平日の夕方以降など県民の皆さんが参加しやすい日程とし、会場は、開催場所を定期的に移すことなどにより、できるだけ多くの方々が参加しやすい方法を検討します。

会議は、傍聴者参加型の公開形式により、委員が協議する内容を自由参加の傍聴者が視聴しながら共に考え、傍聴者と委員が意見交換するなど、意見交換の素地を作りながら進めます。

「森林との共生に関する基本的な方針」

協議における合意事項をとりまとめたもので、“森林との共生”に関して県民自らが連携して行う行動計画などを盛り込んだものを指しています。

「広く情報を発信」

取りまとめた方針の内容を広く県民に普及・啓発を図るとともに、対策に協力してもらいたい関係者や機関等にそれぞれの連携を提案（連携をコーディネート）します。

会議の内容はホームページ等により公開することで、情報の共有化を図り、経験のない人にも森林との共生に関する判断材料を提供することで、住民相互の連携を促進します。

「知事が別に定める」

森林県民円卓会議の具体的な運営方法等詳細な事項については、別に要綱等で定めます。

円卓会議は森林計画区（4計画区）ごとに設置するものとし、県民委員16名と運営委員（学識

経験者等) 4名(各円卓会議は県民委員 4 名に運営委員2名)により運営します。

会議は年間2回程度の定例会のほか、必要に応じて開催しますが、ホームページ等を利用した県民意見の収集や意見交換は絶えず行っています。

会議の運営は各運営委員が県民委員と協働して行いますが、円卓会議の事務局は各農林事務所が行い、開催経費も県が負担します。

会議では、地域の森林に関する課題とそれに対する県民の取組を行動計画((仮称)連携アクションプログラム)にまとめます。

計画の策定や取組みの実施にあたっては、県の行政施策にとらわれず県民主導で行います。

(森林との共生に関する基本的な計画)

- 第11条 知事は、森林との共生に関する施策その他の取組を総合的かつ効果的に推進するため、森林との共生に関して県民の共通の目標となる基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 基本計画には、森林との共生に関する中長期的な目標、取組の方向その他の必要な事項を定めるものとする。
 - 3 知事は、必要に応じて基本計画に森林との共生に関する施策を重点的に推進するための地域を定めることができる。
 - 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民に意見を求めるものとする。
 - 5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
 - 6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(趣旨)

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、県民、森林・林業関係者、行政等が同じ目標の下に連携して森林づくりに取り組む必要があります。

この共通の目標となる基本計画の策定を規定しました。

「基本計画の概要」

目的別に分かれ相互の関連性がわかりにくい既存の計画をまとめ、地域の特性に応じただれにでもわかりやすい「基本計画」としてまとめることで進捗管理を容易にするとともに、県民の取組みの促進につなげていく必要があります。

計画には、森林の将来像や取組方針、森林の資源量や整備指標、国土保全等の計画、森林生態系の保全計画、森林資源の循環利用計画などを盛り込み、必要な部分を地域森林計画などの各種の計画に反映していきます。

(解説)

「重点的に推進するための地域」

効率的かつ、効果的な森づくりと、県民にわかり易い公共事業の推進を目指し、県が重点的に森林整備の支援を行う地域を必要に応じ定めます。

「知事は」

「県」と「知事」の使い分けは、条文の内容が「具体的な事務」（組織、計画、規制等）に

及ぶときは、執行機関の総括者である「知事」としています。

「広く県民に意見を求める」

基本計画の策定段階では、パブリックコメントなど県民意見を募集しながら策定するとともに、策定時点ではこれを公表します。

(森林との共生に関する白書)

第12条 知事は、毎年、森林の状況、森林との共生に関する施策の実施状況等を明らかにした森林との共生に関する白書を作成し、これを公表するものとする。

(趣旨)

県は、森林に関する情報や取組みの内容(計画・実績)等を示すことで透明性を高めると共に、森林の状況をわかりやすく紹介することで県民の参加を促すため、白書の作成と公表を規定しました。

(解説)

「毎年」

1年に1度の公表を義務付けたもので、必ずしも「年」や「年度」などの期間を指したものではありません。

「森林との共生に関する施策の実施状況等」

本条例に規定する“森林との共生”に関する施策及びそれらを補完する施策を指しています。また、「等」とは「講じた施策」だけでなく、これから「講じようとする施策」も含まれます。

第3章 森林との共生を図るための基本的な施策

(県民の理解の促進)

第13条 県は、県民に森林とのふれあいの場を提供するため、県有林を活用するとともに、県民がふれあうことのできる森林に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民が森林との共生に関する取組に接する機会の充実を図るため、その取組に関する活動の情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、県は、森林との共生に関する県民の理解を深めるため、森林に関する情報の提供、森林に関する学習機会の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

これからの森づくりは、県民の「知恵」「力」「費用負担」などの協力を得ながら進めることが重要であり、このためには、森林づくりに関する正確な情報の提供や森林とのふれあいの場の確保などにより、県民の森林づくりへの県民理解を促進する必要があることから、この条を設けました。

(解説)

「県有林を活用」

県民が森林とふれあえる場として県有林（悠久の森）の整備を行なうことを指します。

「県民がふれあうことのできる森林に関する情報の提供その他の必要な措置」

フィールドバンクなど、県民が活用することができる森林についての登録情報の提供などを指しています。

また、「その他の必要な措置」とは、県有林以外の森林で、ふれあいの場として利用可能な森林は、積極的に開放するよう関係機関に働きかけることなど様々なふれあいの場の確保を意味しています。

「活動の情報の提供その他の必要な措置」

「その他の必要な措置」とは、森づくり活動を行う団体や関係機関との情報ネットワークの充実を図ることなどを指しています。

「学習機会の確保その他の必要な措置」

「その他の必要な措置」とは、森林インストラクターの養成、学校教員への研修会の実施など指導者の養成などが含まれます。

(県民の参加の促進)

第14条 県は、森林との共生に関する取組への県民の参加を促進するため、県民の意見を当該取組に反映させることのできる機会の確保、森づくり活動を行うもの等と連携した当該活動の展開、地域材等の利用の拡大に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

県民が“ 森林との共生 ” に関する取組に参加する機会を増やすとともに、参加しやすい環境を森づくり活動を行う団体や関係機関と連携し整える必要があることから、この条を設けました。

(解説)

「県民の意見を当該取組に反映させることのできる機会の確保」

県民意見を自らの行動計画に反映させる機会としては、森林県民円卓会議の開催。行政の行う施策に意見を反映させる機会としては、各種の意見交換会やタウンミーティングの開催などを指しています。

「森づくり活動を行うもの等」

「等」とは、国、市町、森林・緑化等関係団体、森林地域の住民などを指しています。

森林とのふれあいをより深めるための“ 森づくり活動 ” へ、県民がより参加しやすいような新たな取組（森づくり県民大作戦を県だけでなくもっと大きな取組にしていく等）を、関係機関・NPO等と連携し進めることが必要です。

また、その連携の輪を広げられるよう働きかけると共に、山村の住民が、NPOやボランティア団体を受け入れる体制を整え、都市と山村の交流を促進することも必要です。

「その他の必要な措置」

これからの森づくりは、県民の「知恵」「力」「費用負担」などの協力を得ながら進めることが重要であり、そのためには、県民に森林づくりへの積極的な参加をPRしていくことが必要です。

(森林の適正な整備)

第15条 県は、森林の有する多面的機能の向上を図るため、森林所有者、森林組合等の事業者等に対し、その森林の存する地域の経済、社会及び環境の特性に応じた森林の施業に係る技術の普及、効率的な森林の施業に対する支援その他の森林の適正な整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、森林の有する多面的機能の向上を図るため、森づくり活動を行うものに対し、その活動の支援、当該森づくり活動を行うものと森林地域の住民等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

“森林との共生“を進めるためには、地域性を考慮しながら経済性や社会性、環境性のバランスの取れた森林整備を行い森林の有する多面的機能を向上させることが必要なことから、この条を設けました。

(解説)

「森林の適正な整備」

森林の有する多面的機能の向上を図るとともに、その森林の存する地域の経済、社会及び環境の特性に応じ、林業生産だけに偏るのではなく、水源の涵養や県土の保全、森林生態系等にも配慮した持続的な森林整備を指しています。

「その森林の存する地域の経済、社会及び環境の特性に応じた森林の施業」

地域の経済性や防災面、雇用の場の確保、生態系、景観にも配慮した森林整備を森林の特性だけでなく地域の特性（林業が主体の地域、自然保護地域、観光的な地域など）に応じ整備することを指しています。

「効率的な森林の施業に対する支援」

生物多様性などにも配慮した低コスト林業（造林、保育、林道、作業路の開設等）の技術や集団化や団地化などの取組みの普及指導などを指しています。

「その他の森林の適正な整備に必要な措置」

環境に配慮した森林整備技術指導書の作成や森林認証の取得支援などが含まれます。

「森づくり活動を行うものに対し、その活動の支援」

森づくり活動の開催情報を広く県民に提供するとともに、参加者に対する技術指導や勉強会の開催などを指しています。

「その他の必要な措置」

チェーンソーや草刈機、チップパーなど整備に必要な機材の手配等に関する支援などを指します。

(森林の適正な保全)

第16条 県は、森林の有する公益的機能の維持及び回復を図るため、森林所有者、森林組合等の事業体等と連携し、森林の現況の把握、山地災害、病虫害被害等の予防及び復旧のための対応策の策定及び実施、行為の規制、自然生態系の保全その他の森林の適正な保全に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、県は、すべての県民の協力により同項の措置を講ずることができるよう、県民への必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

“森林との共生“を進めるためには、安心・安全な県民の暮らしを守り、災害や病虫害、獣害などに対して森林の有する公益的機能の維持及び回復を図るための適正な保全策が必要であることから、この条を設けました。

(解説)

「連携の必要性」

森林の地域性や自然環境は千差万別で、保全対策も森林ごとに違ってきます。災害の復旧などには労力も経費も膨大で、森林所有者、森林組合等の事業体、行政、地域の住民などの連携が大切です。

「予防及び復旧のための対応策」

保安林整備、治山事業、病虫害の防除、獣害対策等を指しています。

「行為の規制」

保安林や自然公園地域等における規制や許認可などを指しています。

「その他の森林の適正な保全に必要な措置」

病虫害や獣害対策、災害予防等の技術開発や普及指導などを指しています。

「県民への必要な情報の提供」

保全計画に関する県民の理解、協力を得るためには、森林現況（被災状況）、山地災害危険地区、規制の制限区域等の情報や対策に関する情報の提供が必要です。

「その他の必要な措置」

連携した取組を推進するための関係者への協力の要請や、説明会の開催などを指しています。

(森林との共生に関する技術の向上)

第17条 県は、森林との共生に関する技術の向上を図るため、大学その他の研究機関と連携した研究開発の推進、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

森林と共生するということは、それらを取り巻く生態系とも共生することを意味します。

これらのバランスに配慮した効率的な森林の整備や保全を図るため、森林管理に関する新しい知見、技術等を県内の森林に適用しながら、的確に森林との共生の計画や管理に反映していく必要があることから、この条を設けました。

(解説)

「森林との共生に関する技術」

長伐期非皆伐施業、針広混交林や海岸防災林の育成管理、公益的機能を重視した森林の造成、低コストな造林、保育、伐採等の技術開発、林業機械のロボット化などの技術を指します。

「その他の研究機関」

国の森林総合研究所や他県の林業技術センターなどの公共研究機関、民間企業の研究所等を指しています。

「その他の必要な措置」

先進事例の調査など最新技術に関する情報の収集と発信、研究機関相互の技術や情報交換のためのネットワーク化、先進技術に関するセミナーの開催などを指しています。

(人材の育成及び確保)

第18条 県は、森林組合等の事業体、森林地域の住民等と連携し、森林との共生を図ることができる専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、及び確保するよう努めるものとする。

2 県は、前項の規定により人材を育成し、及び確保するため、森林との共生に係る業務に従事する技術者の労働条件の向上の促進、就労の促進、高度な技術の習得の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、森づくり活動を行うもの及び森林に係る環境教育を行うことができる人材を育成するために、研修を実施し、又は指導者の養成を行う者を支援するよう努めるものとする。

(趣旨)

高齢化や山村の過疎化等により森林の管理を担う人材が減少している現状から、新規に森林整備に参入する人を支援するとともに、技術の向上と人材の定着を図るため、森林に関する技術者の技術と能力を評価し、地位の向上を図るとともに、“森林との共生”の裾野を広げるために、森づくり活動や環境教育を行うことができる人材を育成する必要があることから、この条を設けました。

森林・林業の活性化のためには、施業を行える個人や事業体だけでなく、生態系や景観の保全にも配慮した健全な森林・林業経営を所有者や事業体に代わって行える人材（森林のマネージャー）や事業体等の育成、確保が必要です。

(解説)

「森林地域の住民等」

「等」には、林家、森林所有者、大学関係者、事業活動を行う者などが含まれます。

人材を育成するための用地の提供という面では、森林所有者とも連携する必要がありますし、育成の段階で大学や、民間企業の協力も必要な場合も考えられます。

「専門的な知識及び技術を有する人材」

森林生態系に配慮するとともに、高性能林業機械などを駆使した低コストな搬出技術や、大径木の安全な伐採など、高度な技術を持った人材を指しています。

「その他の必要な措置」

高度な技術者の活躍の場を与えるため、公共事業における資格者配置の義務化などを行うこ

とを指しています。

「指導者の養成を行う者を支援」

環境教育が出来る人材を養成するために、指導書を作成し小中学校に配布するほか、研修会を行うことで地域における環境教育者を養成することなどを指しています。

(魅力ある山村づくりの推進)

第19条 県は、森林との共生に資する魅力ある山村づくりを推進するため、山村地域における生活環境の整備の促進、就業機会の確保に対する支援、都市と山村との間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

森林を適正に整備、保全していくためには、人がそこに住み、都市との連携、交流を促進していく必要があることから、この条を設けました。

山村に人が住み、森林の情報(土砂崩れ、山火事、倒木、クマ・シカ・サルなどの状況、紅葉の時期等に関する情報)が都市に住む住民にもたらされることで、連携の輪を広げると共に森林に関する理解を深めることが必要です。

不在地主の問題も、所有者に代わり山を維持・整備してくれる人がそこに住んで山を管理してくれることで解決します。

県は、地域内での資源の循環利用を推進することで、山村が、“循環型社会のお手本”となるよう努める必要があります。

(解説)

「その他の必要な措置」

都市と山村との間の交流だけでなく、山村間の交流、農村と山村、漁民が山で植栽をするなど、漁村と山村など、地域の交流も多様化しており、県民の理解を促進するばかりでなく、技術や、人や、文化の交流を活発にするうえでもそのような取組の輪を広げる必要があります。

(県営林の管理)

第20条 県は、森林との共生に関する取組の模範となるよう、県営林を計画的かつ適切に管理するものとする。

(趣旨)

県は、地域の見本となる森林管理を自らが示すことで、持続可能な森林整備を推進する必要があることから、この条を設けました。

(解説)

「取組の模範」

資源循環を目的とした県営林については、新たな施業の実験林に活用するなど、先進的なフィールドとしての活用などを指しています。

「県営林」

資源循環林地（県行造林地）と環境保護林地（悠久の森）の両方を指しています。

(財政上の措置)

第21条 県は、森林との共生に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

県は、森林との共生に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずる必要があることから、この条を設けました。

この規定は県に直接予算措置を義務付けるものではなく、具体的な施策を策定及び実施するにあたっては、必要な予算措置に努める必要があることを明らかにしたものです。

(解説)

「財政上の措置」

予算案の作成、議会への提出、予算の執行などの一連の予算措置を指すものであり、各条に規定する「必要な措置」が円滑に講じられるようにするための前提となる予算措置を指しています。

必要な予算措置の中には、公共事業や指導業務に携わる職員を各農林事務所へ配置するための予算も含まれます。

第4章 森林資源の循環利用の推進

(地域材の安定的な供給)

第22条 県は、地域材（地域において生産される木材をいう。以下同じ。）の安定的な供給を図るため、地域材の生産基盤の整備、地域材の加工体制の整備及び地域材の流通体制の整備の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

森林資源の循環利用を図るためには、補助金に頼らない健全な地域材の安定的な供給が不可欠であることから、この条を設けました。

地域材の安定的な供給を推進するためには、地域を取りまとめて事業量を確保すると共に、作業路の整備や、高性能林業機械の導入などにより生産コストの低減化を図るための体制を整えることが必要です。

低コストでの供給を促進するためには、林業先進国に比べコストに占める割合の高い「木材の搬出経費」を削減するよう林道、作業道などの基盤整備とともに、製品コストの削減のための加工・流通体制を整えることが必要となります。

(解説)

「支援」

県の行う支援には、基盤整備などのための補助金の交付だけではなく、自立した活動を促進するための生産性の分析やその他の普及・指導業務などのソフト事業も含まれます。

「その他の必要な措置」

基盤整備のようなハード整備だけでなく、品質を確保し消費者のニーズに応じた地域材の供給体制が整備できるよう、加工や流通の関係者に連携を促すなどの普及指導業務などのソフト事業を指しています。

(地域材の利用の拡大)

第23条 県は、地域材の利用の拡大を図るため、住宅等への地域材の活用の促進、県民の地域材に対する理解の促進、公共事業への地域材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

森林資源の循環利用と、地域の森林の持続的な整備のためには、地域の木材を積極的に利用し循環させる必要があることから、この条を設けました。

地域材の需要拡大を推進するため、木材産業関係者への支援、県民への普及啓発とともに、県が自ら地域材を利用するとともに、石油製品や外材を使っていた業種にも地域材を利用してもらえよう働きかける必要があります。

(解説)

「住宅等」

住宅以外にも、製紙や家具、合板など木材を使ってきた業種に限らず、石油製品や鉄やアルミなどの材料を使ってきた業種にも利用を拡大していく必要があります。

地域材を活用した住宅に対する優遇措置など、消費者の消費意欲を向上させる取組などが必要です。

「その他の必要な措置」

地域材を直接消費者に供給する立場の設計士や大工、工務店の人を対象とした地域材に関する相談会やセミナーの開催など、地域材利用の接点を拡大するための支援などを指しています。

(森林資源の有効な活用)

第24条 県は、森林資源の有効な活用を図るため、木材の多段階利用（木材を、建築用資材、家具、紙、肥料、燃料その他の用途に、その形を変えながら可能な限り利用し、又は再利用することをいう。）及び木材の新たな用途の開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、森林資源が再生可能な範囲で利用されるよう、利用可能な当該資源の把握、その情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨)

森林資源の循環利用を推進するためには、木材の新しい用途開発や木質バイオマスエネルギーなどの木材の多段階利用に関する新技術の開発を推進することにより、木材需要全体の拡大を推進する必要があることから、この条を設けました。

(解説)

「その他の必要な措置」

製材工場と合板工場、製紙工場などを有機的に連携するなど製品製造過程の無駄を省くなどの取組や、特用林産物の利活用、竹材の活用などを指しています。

「当該資源の把握と提供」

森林資源の循環利用を図るため、木材や、森林に生息する多様な生物等の量の把握や動態調査、利用可能量などの情報提供、利用のための指針の作成・普及を指しています。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(趣旨)

本条は、本条例の施行日を定めるために設けたものです。

(解説)

「平成18年4月1日から施行する」

本条例は、森林・林業に関する基本となる条例であり、市町をはじめ関係する機関等にも十分周知を図る必要があることから、公布の日（平成17年12月26日）から概ね3ヶ月の周知期間をとることとして、平成18年4月1日からの施行としたものです。